

明石市
電子入札システム更新及び保守管理業務委託
提案仕様書

明石市 総務局 財務室 契約担当

2022年（令和4年）1月

- 目次 -

第 1 章	基本事項	1
1.	現状	1
2.	目的	1
3.	業務名称	1
4.	電子入札サービスの業務概要	1
5.	業務範囲	2
6.	再委託の禁止	2
7.	履行期間	2
8.	業務履行場所	2
9.	委託料の支払条件	2
10.	電子入札対象件数	3
11.	入札参加資格登録業者数（令和 3 年 12 月 1 日現在）	3
12.	検収	3
13.	費用	3
14.	その他	3
第 2 章	前提条件	4
1.	方式	4
2.	委託者利用端末	4
3.	入札参加者端末	4
4.	ネットワーク要件	5
第 3 章	システム構築作業	6
1.	サービス提供環境初期構築作業	6
第 4 章	機能要件	8
1.	電子入札システムの提供機能	8
2.	業者情報管理としての提供機能	13
3.	入札情報サービスの提供機能	15
4.	運用管理システム（職員ポータル機能）の提供機能	17
5.	システム連携機能	18
第 5 章	運用・保守	19
1.	利用可能時間	19
2.	SLA	19
3.	データ保管期間	19

4.	レスポンス保証.....	20
5.	問合せ対応.....	20
6.	セキュリティ対策.....	21
7.	業務運用支援.....	22
8.	システム保守.....	22
9.	システム運用支援.....	22
10.	事業推進体制.....	22
11.	月次報告及び定例報告会の実施.....	23
12.	受託者の運用保証期間.....	24
13.	成果物及び納入時期.....	24
第6章	その他.....	24

明石市電子入札システム更新及び保守管理業務委託提案仕様書

第1章 基本事項

1. 現状

現在、明石市の電子入札システムは、建設工事及びコンサルタント業務を対象として、独自の電子入札システムと認証・公証システムで構成する NTT システムによる横須賀市方式で実施している。また、電子入札システムのもつ入札参加登録業者の保有する許認可、技術者情報等を登録できる業者情報管理機能と、株式会社内田洋行が開発した契約状況を一括管理する機能を有する内部システムである契約管理システムの 2 つのシステムを相互に連携させ、入札や業者情報管理に係る事務の効率化を図っている。

このたび、電子入札システムの運用協定期間の満了に伴い、システムの再構築を行うものである。

2. 目的

本業務は、明石市（以下、「委託者」という。）が、現電子入札システムにおいて実施している、入札・契約業務における事務の効率化及び公平性・透明性の確保を維持しつつ、より一層の利便性の向上及び長期の安定稼働、並びに利用者の負担軽減等を目的とし、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）と一般財団法人港湾空港総合技術センター（以下「SCOPE」という。）が共同開発した電子入札コアシステム（以下、コアシステムという。）を利用した電子入札を実施するために、電子入札システムの再構築・連携・保守管理のサービス（以下、「電子入札サービス」という。）の提供を受けるものである。なお、コアシステムについては、委託者が JACIC と別途契約し、提供する。

3. 業務名称

明石市電子入札システム更新及び保守管理業務委託

4. 電子入札サービスの業務概要

システム更新業務 : 電子入札システムの再構築
業者情報管理機能の構築
入札情報サービスの構築
契約管理システム（内部システム）との連携

保守管理業務 : 電子入札システムの保守管理
業者情報管理機能の保守管理
入札情報サービスの保守管理

5. 業務範囲

本業務は、この仕様書に記載する範囲とする。ただし、この仕様書に記載がない事項であっても、電子入札システム導入及び電子入札サービス利用にあたり、受託者が企画提案書において提案した事項及び社会通念に照らし本業務の履行において必要不可欠と判断される事項については、本業務の範囲に含むものとし、この仕様書で特に負担者又は負担方法を定めている場合を除き、全て受託者の負担で実施するものとする。なお、上記の範囲を超えた仕様の追加や変更が必要な場合は、費用負担等を含め、委託者及び受託者双方が協議の上、決定するものとする。

6. 再委託の禁止

受託者は、業務の全部を一括して、又は本仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。また、受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。

本仕様書における主たる部分は、第4章機能要件、第1電子入札システムの提供機能とする。

7. 履行期間

(1) システム更新業務履行期間

契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで

(2) 保守管理業務履行期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

8. 業務履行場所

明石市総務局財務室契約担当 課室内（本庁舎5階）ほか

9. 委託料の支払条件

前金払：無 部分払：有

各会計年度における委託料の支払い限度額は以下のとおりとする。端数が生じる場合は、最終年度の最終の支払いで調整する。なお、委託料の支払いは、令和4年度からとする。また、各会計年度における委託料は年払いとする。

令和4年度 委託料総額を100で除した数に20を乗じた額とする。

令和5年度 委託料総額を100で除した数に40を乗じた額とする。

令和6年度 委託料総額を100で除した数に10を乗じた額とする。

令和7年度 委託料総額を100で除した数に10を乗じた額とする。

令和8年度 委託料総額を100で除した数に10を乗じた額とする。

令和9年度 委託料総額を100で除した数に10を乗じた額とする。

10. 電子入札対象件数（件数は予定であり契約後の利用件数を保証するものではない。）

- (1) 工事：約 150 件（年間）
- (2) コンサルタント：約 50 件（年間）
- (3) 物品・業務委託：約 200 件（年間）

（物品・業務委託の運用開始は令和 6 年度以降を予定しているため、カスタマイズ等で対応できる構成にしておくこと。なお、カスタマイズ等については、受託者と別途契約を行い実施する予定。）

【内訳】物 品…制限付一般競争入札：約 30 件、指名競争入札：約 130 件
業務委託…制限付一般競争入札：約 40 件

11. 入札参加資格登録業者数（令和 3 年 12 月 1 日現在）

種 別	市内業者	市内業者以外	合 計
工 事	139 者	986 者	1,125 者
コンサルタント	21 者	523 者	544 者
物品・サービス	202 者	1,688 者	1,890 者
合 計	362 者	3,197 者	3,559 者

12. 検収

受託者は検収を受けるにあたって、委託者と十分に事前打合せ、レビューを行ったうえで臨むものとし、委託者が指定する場所において最終レビューを完了することとする。指摘があった場合には、委託者の指示に従い、速やかに適切な処置を施すこととし、委託者の検収を完了するものとする。

13. 費用

本調達の費用について、本仕様書に記載している事項及び本業務を遂行する上で必要な費用を全て含むこと。

14. その他

- (1) 運用で使用する電子証明書、カードリーダーは、委託者が別途調達するものとする。
- (2) コアシステムについては、委託者が JACIC/SCOPE と別途契約し、提供する。
- (3) システムの導入にあたり、既存の庁内 LAN の設定変更が必要な場合は、総務局総務管理室情報管理課と協議の上支援すること。

第2章 前提条件

1. 方式

導入する電子入札サービスは、受託者が保有するシステムで、かつ他団体において導入し、サービス提供の実績のある電子入札サービスを提供すること（カスタマイズ部分を除く）。受託者が自社で管理運営または利用契約しているデータセンターをサービス提供施設とし、ネットワーク経由で電子入札サービスを利用できること。

(1) システムの操作性

画面構成や操作性については、現行利用者が使い慣れたインターフェースを基本としシステム利用者の作業負荷の増加とならないこと。

(2) システムの長期安定稼働

入札から開札に関する制度改正によるシステム改修が容易に実施できるよう、システムを構築すること。また、使用するソフトウェア等（コアシステムを含む）については、本運用期間内においてサポートやバージョンアップが可能なものとし、運用期間内にサポート切れやバージョンアップとなるソフトウェアを採用する場合は、受託者の責任によりサポートの継続及びバージョンアップを実施し、継続的に安定したサービスを提供すること。

2. 委託者利用端末

専用端末ではなく、職員用 PC の利用を前提とし、コアシステムに対応するクライアント環境で支障なく利用でき、地方公共団体組織認証基盤（以下「LGPKI」という。）で発行される職責証明書を使用したデジタル署名処理が実行可能であること。ただし、職員用 PC で使用する IC カード、IC カードリーダー、LGPKI 用クライアントソフトウェアについては、本調達の範囲外である。

また、運用期間中のシステム稼働環境変化（コアシステム対応のクライアント環境の変更、新 OS リリース、職員用 PC 及び仮想環境の仕様変更など）に応じて動作検証を行い、必要に応じマニュアル等の整備も含め対応を行うこと。

(1) OS : Microsoft Windows 10 (64bit 版) 以上※OS の変更をサポートすること。

(2) Web ブラウザ : Microsoft Edge、Google Chrome

※期間中に JACIC が他のブラウザをサポート対象とした場合は当該ブラウザも動作保証の対象とすること。

(3) .Net Framework 4.6.1 以降

(4) Microsoft Office : 2013 以上

(5) 電子証明書及びカードリーダー（委託者で別途準備する。）

3. 入札参加者端末

インターネットから本システムに接続し、コアシステムに対応するクライアント環境に

て支障なく利用でき、コアシステム対応認証局が発行する電子証明書を利用したデジタル署名処理が実行可能であること。

運用期間中のシステム稼働環境変化（コアシステム対応のクライアント環境の変更、新 OS リリースなど）に応じて動作検証を行い、必要に応じマニュアル等の整備も含め対応を行うこと。

本公告時点の動作保障環境は、コアシステムがサポートする最新の OS 及びブラウザなどに対応するものとし、このスペックで快適に動作すること。

4. ネットワーク要件

(1) 入札参加者の通信

入札参加者はインターネット回線により接続し、電子入札サービスを利用できることとし、以下の要件を満たすこと。

- ① TCP/IP による通信が行えること。
- ② 送受信プロトコルとして、http/https を利用し、機密性が必要なデータについては、https 等による暗号化通信により接続が可能であること。https は、TLS1.0 以上を使用すること。
- ③ 電子メールのプロトコルとして、SMTP を利用すること。

(2) 委託者の通信

委託者は LGWAN 回線により接続し、電子入札サービスを利用できることとし、以下の要件を満たすこと。

- ・地方公共団体情報システム機構が定める「総合行政ネットワーク ASP 基本要綱」に準拠すること。
- ・入札参加者より提出される工事費内訳書等の添付ファイルをインターネットより LGWAN に受け渡す際は、システム内で無害化を実施すること。
- ・主要なサーバ機器は、受託者が保有するデータセンターに設置、SSL 暗号化等のセキュリティ対策を行ったうえで LGWAN 回線を通じ利用可能であること。（職員用端末はセキュリティ対策のためインターネット回線を接続不可である点を留意すること。）

- ① TCP/IP による通信が行えること。
- ② IP アドレスで制限する等、委託者からのみアクセスできるようにアクセス制御をすること。
- ③ 送受信プロトコルとして、http/https を利用し、機密性が必要なデータについては、https 等による暗号化通信により接続が可能であること。https は、TLS1.0 以上を使用すること。
- ④ 電子メールのプロトコルとして、SMTP を利用すること。

第3章 システム構築作業

1. サービス提供環境初期構築作業

受託者は、サービス提供環境初期構築にあたり、以下の作業を実施すること。

(1) 概要説明

- ① 受託者が提供する電子入札サービスの概要説明を実施すること。
- ② 電子入札サービスを利用するために必要なデータ（コードマスタ、業者マスタ、連携データ等）の準備について説明を実施すること。
- ③ 委託者側の関係例規の改正等の適切な事務支援を実施すること。
- ④ 業務計画書、全体スケジュールを作成・説明し、委託者の承認を得ること。
- ⑤ ASP 受託者が契約している自治体の事例等を踏まえ、必要に応じてアドバイス等（関係例規の改正等）の支援を行うこと。

(2) データチェック等

- ① 電子入札サービスを利用するために必要なデータ（コードマスタ、業者マスタ、連携データ等）の準備にあたって、様式の提供等の支援を実施すること。
- ② 委託者から提供されたコードマスタ、業者マスタ、連携データ等についてチェックを行い、修正に関する支援を実施すること。

(3) システムセットアップ

- ① 組織名称やロゴ、市章の作成を実施すること。
- ② コードマスタ等のセットアップ作業を実施すること。
- ③ 初期業者マスタのセットアップ作業を実施すること。
- ④ 本市職員が利用する端末のセットアップを支援すること。
- ⑤ その他委託者が電子入札サービスを利用するために必要な環境を整備すること。

(4) システム連携等

- ① 連携先システムに改修が発生しないように、受託者が考える連携方式について提案をおこなうこと。なお、連携の仕組みについては、連携先システム関係者と協議のうえ、業務に影響がないよう対応すること。
- ② 契約管理システムを導入しているため、当該システムとのデータ連携ができるようにすること。
- ③ 連携に必要な情報について、CSV ファイルによるデータアップロード及びダウンロードができるようにすること。

(5) 入札参加者向け説明会

委託者主催となる入札参加者向け説明会について、説明資料の作成及び開催会場への説明員派遣等の支援を実施すること。開催回数は2日とする（各日2回開催予定、開催日程は受託者と調整の上決定する。）。

なお、説明会の会場借り上げ、入札参加者への参加案内、説明会時の資料配布等は原則として委託者が準備することとする。また、状況に応じて、WEB 又は動画での説明会実施

も行えること。説明の内容には、現行システムとの比較を含めること。

(6) 委託者向け操作研修

職員用 PC を利用した操作研修を実施すること。

(7) 実証実験

実際の電子入札を行う環境においてシステムの稼働状況を確認する実証実験を実施すること。詳細は以下のとおりとする。

① 導入支援作業として実施するものとし、電子入札サービス利用開始までに委託者と受託者で調整を実施すること。

② 事前打合せを実施すること。

③ 実証実験の基本計画やシナリオを作成し、概要説明を実施すること。

④ 内容

- ・委託者が選定した業者参加のもと、過去の開札済み案件で 5 案件程度実施すること。
- ・実際の入札と同等の環境で実施するものとする。
- ・案件情報の登録→公開→入札参加受付→入札→開札→落札決定→入札結果の公開までの一連の流れを確認すること。詳細な内容は委託者と協議の上決定すること。
- ・開札時には SE が立ち会うこと。実証実験は、SE が立会いの下、原則として、対象案件を同日に実施することを想定するものとする。実施の日程等は協議による。
- ・実証実験期間において、ヘルプデスクを活用できることとし委託者及び入札参加者からの問合せに対応すること。

⑤ 実証実験アンケートを実施するためのアンケート様式の提供及び結果集計を実施すること。

⑥ 実証実験報告書の作成、提出をすること。

(8) 電子入札ポータルサイトの改訂

電子入札ポータルサイトの改訂については、原則として委託者が作成するが、FAQ 集、サンプルデータ等の提供等の支援を行うこと。

(9) 成果物及び納入時期

システム導入支援作業期間における成果物とその納入時期は下表のとおりとする。

No.	成果品名	数量(紙)	形式	納入時期
1	業務着手届	—	電子データ	契約締結後から 10 日以内
2	工程表	—	電子データ	契約締結後から 7 日以内
3	業務計画書	—	電子データ	契約締結後すみやかに
4	打合せ議事録	—	電子データ	打合せ実施後 7 日以内
5	委託者向け操作研修資料	15 部	紙・電子データ	操作研修事前打合せまで
6	委託者向け操作研修報告書	—	電子データ	操作研修終了後
7	実証実験計画書	—	電子データ	実証実験事前打合せまで

8	実証実験アンケート	—	電子データ	実証実験事前打合せまで
9	実証実験結果報告書	—	電子データ	実証実験終了後
10	操作マニュアル (委託者用・入札参加者用)	15部	紙・電子データ	令和5年1月(予定)
11	運用マニュアル (委託者用)	15部	紙・電子データ	令和5年1月(予定)
12	システム更新業務完了報告書	—	電子データ	令和5年3月31日

第4章 機能要件

1. 電子入札システムの提供機能

(1) コアシステムのバージョン

コアシステムのバージョンは V6.0 R4 以上とする。委託者が必要としないコアシステム標準機能の採用可否は、要件定義フェーズで協議すること。なお、契約期間中にコアシステムの改訂版が JACIC より提供された際は、業務への支障等委託者と協議の上、適用可否含め対応すること。

また、改訂版の提供対応については、本業務の契約の範囲内で対応すること。

このほか、コアシステムが最新 OS と最新ブラウザに対応した場合には、速やかに動作検証を行うこと。

(2) 入札方式

コアシステム標準の入札方式に対応していること。

委託者が採用している以下の入札方式のみを表示し、その他の入札方式は必要に応じて、利用が可能とすること。また、各入札方式の名称変更が可能とすること。また、将来的に総合評価落札方式の利用が可能とすること。このほか、標準機能で使用しないものについても、後に使用できるようにすること。

- ・制限付一般競争入札（事後審査型）

※ 予定価格が 5,000 万円 以上の工事 … 「変動型低入札価格調査制度」を適用

※ 予定価格が 5,000 万円 未満の工事 … 「固定型最低制限価格制度」を適用

（下線部分は設定で変更することができること。）

※ 工事に直接関連するコンサルタント … 「固定型最低制限価格制度」を適用

※ 工事に直接関連しないコンサルタント … 「変動型最低制限価格制度」を適用

(3) 委託者機能

- ・同時ログイン数は最低でも 5 ユーザ以上とすること。
- ・電子入札システムについては、以下の機能が利用可能とすること。

① 案件情報表示機能

- 入札情報サービスで登録された案件は、公告日時を経過すると自動的に公開されること。

- b 案件を取消す場合において、公告前のときは「公告中止」、公告後のときは「入札中止」にできること。
- ② 通知書（指名通知書及び見積通知書）発行機能
- ③ 添付書類、設計図書の登録機能（※入札情報サービスでの対応でも可とする。）
 - a 案件を参照した入札参加者が、添付書類、設計図書をダウンロードすることができるよう登録できること。
- ④ 質問回答機能
 - a 質問書に対する回答を入札参加者に公表することができること。
- ⑤ 参加申請受付機能
 - a 参加申請書等の受付ができること。また、再申請の許可が行えること。
 - b 受付票の発行ができること。また、自動発行ができること。
 - c 設定した日時での受付開始・締切を自動で行うことができること。
- ⑥ 入札書受付
 - a 入札書を受付できること。
 - b 工事費内訳書等の添付ファイルを受領できること。
 - c 事後審査型入札方式のため、入札参加資格審査は開札後に行う。
 - d 電子入札システム上の入札書には内訳書項目の入力は行わず、添付ファイルとして
いる。
 - e 一度送付した入札書の取消し（入札の辞退）はできないこと。
- ⑦ 開札機能
 - a 入札の執行及び入札結果の登録機能を有していること。
※入札書受付から指定の開札日時まで開札することができず、指定した開札日時を
経過した案件を開札できること。
 - b 予定価格及び低入札調査基準価格又は最低制限価格を入力し、一括で入札書を開
札できること。
 - c 変動型低入札価格調査制度及び変動型最低制限価格制度では、無効な入札を除く
下位 5 者の入札金額の平均の 85%を自動計算できること（下線部分は設定で変更
することができること。）。
 - d 全ての入札書を取得し、入札参加者を金額昇順に整列できること（ただし、総合
評価落札方式による場合は、総合評価点の降順で並び替えること。）。
 - e 入札参加者が存在し、落札者が決定しなかった場合は、入札不調にすることが
できること。
 - f 入札参加者がいない場合は、入札不調の操作ができること。
 - g 開札時に、以下の項目について、判別支援を行うこと。

No	区 分	条 件	メッセージ例
----	-----	-----	--------

1	工事・コンサル タント	入札金額が予定価格を超過している	判別支援として、○、×で表記
2	工事・コンサル タント	入札金額が低入札調査基準価格または最低制限価格未満である	判別支援として、○、×で表記

⑧ 事後審査機能

- a 落札候補者を登録でき、事後審査通知書の発行ができること。
- b 事後審査資料提出依頼書の発行ができること。
- c 事後審査結果通知書の発行ができること。
- d 落札候補者を審査し、落札者を決定する。
※事後審査のため、落札者を決定する前にいったん保留する。
- e 入札結果について、契約管理システムに取り込ませる CSV ファイルを出力できること。

⑨ メール通知機能

入札参加者に対し、電子メールで通知書、受付票等の確認を促す内容を通知する機能を有していること。また、部署名がわかるよう通知できること。

⑩ 予定価格、低入札調査基準価格又は最低制限価格の事前登録・公開機能

予定価格、低入札調査基準価格又は最低制限価格の登録及び公表時期の設定ができること。

⑪ 入札締め切り通知自動発行機能

参加申請者に対し、設定した日時に入札締め切り通知書が自動で発行できること。

⑫ 電子くじ機能

- a 開札後、落札となるべき同額の入札参加者が複数いる場合は、くじ対象者を抽出し、落札者を決定できること。

※入札参加者の申し合わせなどにより、恣意的に落札者を決定することができない方式を採用していること。

- b 電子くじの結果により順位を決定することができること。

⑬ 再度入札機能

- a 当初の入札において、落札者がいない場合に再度入札を執行する機能があること。
- b 再度入札までの時間を設定できること。
- c 再度入札に参加できる入札参加者を設定できること。

⑭ 郵便入札登録機能

郵便入札業者が混在する場合、開札時に郵便入札業者の応札金額・くじ番号の登録を行えること。

また、開札結果等の登録を行えること。

⑮ 通知書確認機能

入札参加者に発行した通知書について、入札参加者が確認したことを、委託者が確認できる仕組みを有すること。

⑯ 業者情報一覧表示機能

登録している業者情報を一覧に表示できること。また業者情報を CSV ファイルに出力できること。

(4) 入札参加者機能

入札参加者の機能として次に掲げる機能が利用可能であること。

① 参加申請機能

- ・ 入札に参加したい案件に対して参加申請ができること。
- ・ 参加申請時に添付資料等が複数添付できること。
(圧縮ファイルによる複数ファイルの添付も可とする。)
- ・ 以下を No 順で審査し、該当する業者は、参加申請ボタンが押下できない等の制御により参加申請が行えないようできること。
(ただし、(3) 委託者機能⑦開札機能における審査項目で対応することも可能。)

No	区分	条件
1	工事・コンサルタント	登録抹消状態である。
2	工事	登録年数が合計 <u>3</u> 年未満である(下線部分は設定で変更することができること。)
3	工事	経営事項審査の有効期限が切れている。
4	コンサルタント	地質調査・測量・建築設計・建設コンサルタント・補償コンサルタントの有効期限(コンサル)が切れている。
5	工事・コンサルタント	指名停止期間である(公告日から開札日までの期間が指名停止期間と重なっていない。)
6	工事・コンサルタント	[工事] 入札参加要件となっている工種で登録されていない。 ※「特定」又は「一般」の別を含む審査を行う。 ※「一般」のときは「特定」も OK とする。 [コンサルタント] 入札参加要件となっている業種で登録されていない。 2 工種(業種)の場合は、「又は」、「及び」の制御が行える

		こと。
7	工事・コンサルタント	※ 入札参加要件となっている地域区分で登録されていない。
8	工事	総合評定値に点数が登録されていない。
9	工事	総合評定値又は品質評価点が入札参加要件を満たしていない。 ※点数を設けていない場合においても総合評定値1点以上は必要。
10	工事	工事成績の平均が入札参加要件を満たしていない。

② 質問登録機能

- ・ 質問を登録することができること。(質問期限の日時まで、1 案件につき、複数回の登録ができること。)
- ・ 質問に対する回答を閲覧できること。

③ 入札書提出機能

- ・ 入札書受付票の受理ができること。
- ・ 入札書と同時に提出する工事費内訳書等が複数添付できること。
(圧縮ファイルによる複数ファイルの添付も可とする。)

④ 事後審査機能

- ・ 事後審査資料の提出ができること。
- ・ 事後審査資料は 10MB 程度添付可能であること。
- ・ 事後審査結果通知書の確認ができること。

⑤ 落札決定確認機能

- ・ 開札結果を確認できること。
- ・ 落札結果通知の受理ができること。

⑥ 入札辞退理由入力機能

- ・ 入札を辞退する業者は辞退理由を入力することができること。
- ・ 辞退理由の入力は必須とする設定が可能であること。

(5) その他

上記 (3)、(4) のほか、委託者が要求する以下の機能が利用可能であること。

- ① 共同企業体 (JV) による入札にも対応可能とすること。
- ② 組織名及びロゴ (市章) の登録を行うこと。
- ③ 部署名変更などの軽微な文言の変更について、追加費用が発生しない改修の仕組みと

すること。

- ④ 本番環境と同等の検証環境を提供すること。
- ⑤ 案件進捗状況一覧機能（委託者）
 - ・複数案件の進捗状況が一覧で確認できる機能を有していること。
 - ・進捗状況一覧から当該案件の当該処理画面に遷移できること。
- ⑥ 1案件につき、50者以上の申請を収受できること。

2. 業者情報管理としての提供機能

業者情報管理の対象は工事及びコンサル部門の業者を対象とする。

(1) 業者情報管理機能

- ① 電子入札システム、入札情報サービス及び契約管理システムとデータ連携し、業者情報を管理することができること。また、業者情報管理機能において、自動で地域区分を判定し入力できること。
- ② 業者情報は、基本情報、経審情報（工事のみ）、業種情報（コンサルタントのみ）、品質評価点情報（工事のみ）、技術者情報（工事に登録している市内業者のみ）及び指名停止／資格制限情報からなる。
- ③ データ連携は CSV ファイルで行っているため、契約管理システムの規格に合わせる
こと。
※契約管理システムのカスタマイズは原則として想定していない。
- ④ 業者情報は、業者コードや業者名、フリガナ、地域区分、審査基準日等で検索できる
こと。

(2) 委託者機能

- ① 登録業者が変更申請した内容について委託者が確認した後、誤りがない場合は、委託者において本登録ができること。本登録後、ただちに業者情報を反映できること。ただし、工種（業種）の追加は2カ月に一度のため、変更した業者情報をいつから反映するかを事前に設定できること。
- ② 委託者は、登録業者の品質評価点情報及び指名停止情報の更新ができること（品質評価点情報及び指名停止情報は登録業者において変更申請することはできず、契約管理システムでのみ変更でき、CSV ファイルをインポートすることによって情報を更新する。）。インポートした内容をただちに反映できること。
- ③ 指名停止情報の更新は契約管理システムで行い、契約管理システムから出力した CSV ファイルを業者情報管理機能に取り込ませることができること。
- ④ 登録業者を抹消することができること。抹消の解除も行うことができること。
※抹消した業者は、システムを利用（ログイン）できない。
※抹消日時、抹消解除日時を設定できること。解除日時については無期限とすることもできること。

- ⑤ 有効期限のあるもの（経審や登録証）は、有効期限が切れる一か月前に登録業者へお知らせする機能があること。
- ⑥ 技術者情報において、技術者氏名で他業者と重複がないか自動で確認ができること。
- ⑦ 入札参加者毎に、業者管理用及び電子入札用で使用する共通のパスワードを自動生成でき、入札参加者情報と合わせてCSV出力できること。
- ⑧ 入札参加者毎にパスワードの初期化ができること。
- ⑨ 業者名簿の管理、公開ができること。
- ⑩ 登録内容について、効力発生日及び効力失効日を設定できること。

(3) 登録業者機能

- ① インターネットを通して基本情報、経審情報（工事のみ）、業種情報（コンサルタントのみ）及び技術者情報（工事に登録している市内業者のみ）の変更申請ができること。ただし、変更申請について委託者の本登録が完了するまでの間は変更申請することはできないこと。
- ② 登録業者は自社の基本情報、経審情報、業種情報、品質評価点情報、技術者情報及び指名停止／資格制限情報の登録内容及び変更申請した内容を確認できること。他者の情報は確認できないこと。
- ③ ログイン時、以下の条件に応じてメッセージ表示できること。

No	区 分	条 件
1	工事・コンサルタント	登録抹消状態である。
2	工事	登録年数が合計 <u>3年</u> 未満である（下線部分は設定で変更することができること。）。
3	工事	経営事項審査の有効期限が切れている。
4	コンサルタント	地質調査・測量・建築設計・建設コンサルタント・補償コンサルタントの有効期限（コンサル）が切れている。
5	工事	指名停止期間である。

- ④ パスワードの変更ができること。また、初回ログイン時は変更必須とする制御ができること。
- ⑤ 申請する際に、添付資料を合わせて送付できること。また、添付資料のみでも送付ができること。

(4) その他

- ① 契約管理システムから出力した業者情報を GSV ファイルでインポートできること。
また、契約管理システムにインポートできる GSV ファイルのエクスポート機能を有すること。
- ② 業者情報管理機能と電子入札システムを連携させて、自動審査ができるようにすること（自動審査項目は、第 4 章機能要件、第 1 電子入札システムの提供機能、(4)入札参加者機能のとおり）。
- ③ 現行の契約管理システムで使用している ID（業者コード）、をそのまま業者情報管理機能に移行させること。

3. 入札情報サービスの提供機能

(1) 委託者機能

① 発注見通し公開機能

- ・発注見通しの登録、公開、修正、削除ができること。

② 案件登録機能

- ・契約管理システムで作成した案件情報の GSV ファイルを取り込むことができること。
 - ・作成補助機能によって必要な項目を入力し、公告文の作成ができること。
公告文のテンプレート（雛形）を登録でき、Word 形式で出力し、修正できること。
 - ・工種（業種）は 2 工種（業種）まで登録できること。
- ※2 工種（業種）を登録する場合において、「全て」、「いずれか」より選択し、登録できるようにすること。
- ・以下の 3 パターンの発注に対応できること。

I 市長部局の案件（発注者は明石市長）、

II 水道局の案件（発注者は明石市公営企業管理者）

III 市長部局、水道局の案件（発注者は明石市長及び明石市公営企業管理者の連名）

③ 案件日程入力補助機能

- ・案件日程の作成が日程パターンごとに自動作成できること。
- ※1 件ごとの日程設定のほか、案件公告日基準で一括に日程設定が可能であること。
- ※日程パターンは要件定義フェーズにて受託者に開示する。

④ 案件情報公開機能

- ・案件の概要、設計図書（100MB 程度）の登録・公開・修正・削除ができること。
- ・案件の概要については、コアシステムの調達案件と自動的に連携することができること。
- ・公開期間の設定ができること。

- ⑤ 予定価格等事前登録・公開機能
 - ・ 予定価格、低入札調査基準価格又は最低制限価格については、案件ごとに事前登録及び公開有無の設定ができること。
- ⑥ 公開情報制限機能
 - ・ 案件によって、設計図書の一部または、一部の閲覧を制限できること。
- ⑦ 公開機能
 - ・ 案件毎に公開/非公開を実施できること。
- ⑧ 入札・契約結果公開機能
 - ・ コアシステムと連携し自動的に案件の登録・修正・削除ができること。
 - ・ 入札結果情報について総合評価落札方式にも対応していること。
- ⑨ 電子入札システムとの連携機能（保留中の案件も連携可能なこと。）

※上記のほか、受託者において標準的に備えているものも含む。

(2) 公開項目

各機能の主な公開項目は以下の通りとすること。

- ① 発注見通し
 - ・ 契約方法・入札件名・履行場所（工事の場合）・履行期間・種別（工事）・調達概要・備考
 - ・ 発注予定時期
- ② 発注情報
 - ・ 入札種別・入札件名・契約番号・入札日（または開札日）・備考
 - ・ 添付ファイル
- ③ 入札結果情報（入札経過・結果）
 - ・ 入札種別・入札件名・契約番号・入札日（または開札日）・入札業者・落札業者・落札金額
 - ・ 入札金額・履行期限・予定価格（税抜）・低入札調査基準価格・最低制限価格・備考・添付ファイル

※予定価格（税抜）・低入札調査基準価格・最低制限価格については、公表、非公表の切り替えができること。
- ④ お知らせ機能（入札参加者向け、委託者向け）
 - ・ 件名・添付ファイル
- ⑤ その他
 - ・ 公開ページにおいて、上記項目以外に概要説明のためのスペースがあること。
 - ・ 発注情報公開機能においては、発注図書（入札説明書・仕様書等）の電子ファイル（Word、Excel、PDF、zip 等）を登録し、業者がダウンロード入手できる仕組みを有すること。
 - ・ 発注情報及び入札結果情報は案件ごとに公開終了期限を設定できること。また、公開終了期限の初期設定もできること。

(3) 入札者参加者機能

① 委託者見通し情報の閲覧機能

・発注見通し情報について閲覧ができること。

② 案件情報の閲覧機能

・調達案件の概要及び設計図書について閲覧ができること。

③ 入札結果の閲覧機能

・入札結果について閲覧ができること。

④ 検索機能

・公開情報について、公告日、開札日、件名等により検索条件を指定できること。

⑤ 設計図書閲覧機能

・設計図書を閲覧、ダウンロードできること。

・閲覧を制限されているファイルについてパスワード等により認証、ダウンロードできること。

(4) その他

① 入札情報サービスは、コアシステムに含まれないため、受託者が他団体に導入実績のあるシステムを提供すること。

② 電子入札システムと連携し、自動的に案件情報や入札結果を登録できるなど、委託者の操作性を向上する仕組みであること。

③ 各公開情報は、電子入札案件だけではなく、郵便入札案件も公開できる仕組みであること。

④ 各公開情報は、条件指定によって検索できること。

⑤ くじにより落札者が決定した場合は、くじにより決定した旨を確認できること。

4. 運用管理システム（職員ポータル機能）の提供機能

運用管理システム（職員ポータル機能）は、以下に掲げる機能が利用できること。

(1) 提供機能

① システム利用ユーザの ID/パスワードの登録が可能であること。

② ユーザ ID へ利用権限を付与できること。

※電子入札システムの委託者側ユーザの登録・変更について利用権限ができること。

③ 運用管理システム（職員ポータル機能）から、コアシステム及び入札情報サービスのトップ画面へ遷移することができること。

④ 契約管理システムからの案件情報、業者マスタ、指名業者情報を CSV ファイルによってインポートできること。

⑤ 入札結果情報を CSV ファイルによってエクスポートでき、契約管理システム側へ提供することができること。

⑥ 権限を有する者が各種統計用に案件に関する情報（案件情報、入札結果情報）のデータ

ダウンロードができること。

5. システム連携機能

- (1) 委託者が導入している契約管理システム（システム開発者：株式会社内田洋行）からエクスポートされた CSV ファイルのインポート機能、契約管理システムにインポート可能な CSV ファイルのエクスポート機能を有すること。データ連携は、中間連携サーバ等を必要としない手動方式による連携とする。連携のための専用画面が用意されていること。
- (2) 連携の詳細な仕様は契約後に協議の上決定する。なお、連携先システムに改修が発生しないように、受託者が考える連携方式について提案をおこなうこと。なお、連携の仕組みについては、連携先システム関係者と協議のうえ、業務に影響がないよう対応すること。
- (3) 入札情報サービスと契約管理システムとの間におけるデータ連携は、次のとおりとする。（データ連携の詳細な仕様は契約後に協議の上決定する。）

項目	データ	出力元	取込先
公 告	・ 案件情報	契約管理システム	入札情報サービス
落札者決定	・ 落札者情報	入札情報サービス	契約管理システム
業者登録 (新規)	・ 業者基本情報 ・ 業者経審情報 ※工事 ・ 業者業種情報 ※コンサルタント ・ 業者技術者情報 ※工事（市内業者）	契約管理システム	入札情報サービス
業者情報 変更申請	・ 業者基本情報 ・ 業者経審情報 ※工事 ・ 業者業種情報 ※コンサルタント ・ 業者技術者情報 ※工事（市内業者）	入札情報サービス	契約管理システム
指名停止 資格制限	・ 指名停止情報	契約管理システム	入札情報サービス
品質評価点 更新	・ 品質評価点情報 ※工事	契約管理システム	入札情報サービス

第5章 運用・保守

電子入札サービスを提供するにあたり、以下の運用保守を行うこと。

1. 利用可能時間

各システムは以下のとおり稼働させ、利用可能とすること。

No.	システム名	利用可能時間
1	電子入札システム（委託者）	平日 8:30 ~ 20:00 ※1
2	電子入札システム（入札参加者）	平日 9:00 ~ 20:00 ※1
3	入札情報サービス（委託者）	平日 8:30 ~ 21:00 ※1, 2
4	入札情報サービス（受託者）	平日 6:00 ~ 23:00 ※1, 2
5	運用管理システム（職員ポータル）	平日 8:30 ~ 20:00 ※1

※1…土日・祝日はメンテナンスでサービス停止として差し支えないが、土日・祝日も稼働できるよう努めること。また、平日利用についても、可能な限り利用可能時間の延長に応えること。

※2…サービスを停止する場合は、事前に委託者へ通知の上、トップページのお知らせ等に載せること。

※平日とは、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する日（土曜及び日曜、「国民の祝日に関する法律」（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する国民の祝日並びに 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（国民の祝日除く））を除く日とする。

2. SLA

電子入札サービスを提供するにあたり、以下の事項を含む SLA（Service Level Agreement = サービス品質保証値）を設定すること。詳細は落札後に委託者と協議することとする。

No.	サービス項目	内容
1	システム稼働率	システムが利用可能である時間帯を維持する。
2	ヘルプデスク稼働率	ヘルプデスクが利用可能である時間帯を維持する。
3	ペナルティポイント	設定した SLA に達しない場合にペナルティポイントを付与し、その累積度合いによって委託料の減額対応を行う。

3. データ保管期間

登録したデータ（内訳書や設計図書等も含む。）は当年度を含め、5 年間分保存すること。保管期間を経過したデータを削除する場合は、委託者の承認を得て実施すること。また、本契約が終了した際には、次の電子入札システムに引き継ぐために必要なデータを、CSV 形式及び Oracle dump 形式で無償提供すること。次のシステムに適合させるためのデータ加工

は不要とするが、データ仕様書を作成して提供すること。

受託者の責めに帰すべき事由により、サーバデータの全部又は一部が消失した場合は、ASP 受注者は委託者に対し、次に掲げる責任を負うものとする。

- (1) 遅滞なく委託者に通知すること。
- (2) サーバデータが消失したことにより執行中の入札等案件の遂行に問題が発生した場合は、当該案件の精算を行うべき月における運用サービス（電子入札利用料）の料金を請求しないこと（ヘルプデスクに係る料金は除く。）。
- (3) 可能な限りサーバデータを回復するための措置を講ずること。

4. レスポンス保証

1 開札あたり 15 業者の参加案件に対して、完全 IC カードによる開札処理時間（一括開札処理から落札者決定通知書発行完了まで）につき 5 分以内を保証すること。ただし、委託者側ネットワークやインターネット回線が起因することでレスポンスの保証ができない場合は、別途協議とする。

5. 問合せ対応

委託者及び登録業者からの問合せに対応できる窓口を設け、以下の内容を最低限満たした対応すること。受付/対応期間及び時間について、契約締結までに協議し、期間及び時間帯を決定する。

(1) ヘルプデスク

委託者、入札参加者向けにヘルプデスクを開設すること。

区分	受付方法	受付/対応時間
ヘルプデスク (問合せ窓口)	電話による受付	平日 8:55 ~ 17:30 (12:00 ~ 13:00 は除く)
	電子メールによる受付	24 時間 365 日体制で受付。

- ① システム操作、OS、ブラウザの設定やその他委託者及び入札参加者の端末の設定に関する問合せに対応すること。
- ② IC カードに関する問合せについては、該当する民間認証局の窓口を紹介、誘導すること。
- ③ 業務に関する問合せについては、委託者の窓口へ誘導し、解決を促すこと。
- ④ その他対応が難しいと判断される問合せについては、委託者へ確認を行い、対応方針についての指示を仰ぎ、問合せの解決を促すこと。
- ⑤ 委託者及び入札参加者からの問合せ内容（問合せ内容、回答内容、受付方法、受付日時、問合せ者名等を含む。）の台帳を作成し、月ごとに一覧にまとめ、委託者に報告すること。
- ⑥ 電話又はメールによる問合せの回答は、原則、当日に行うこととするが、17:30 以降

に受信したメールによる問い合わせの回答は、翌日の上記運用時間帯に行うこととして差し支えない。

(2) 管理者向けサポート

委託者の管理者向けサポート窓口として、運用 SE に直接相談や問合せ可能な窓口を準備すること。

区分	受付方法	受付/対応時間
管理者向け サポート窓口	電話による受付	平日 8:55 ~ 17:30 (12:00 ~ 13:00 は除く)
	電子メールによる受付	24 時間 365 日体制で受付。 問合せに対する回答は翌営業日までに回答。

(3) 緊急時の連絡体制

通常時間外（平日 8:55 から 17:30 を除くすべての時間）において、委託者が緊急に連絡や調整を必要とする場合、速やかに連絡を取れる体制を整えなければならない。

6. セキュリティ対策

(1) 施設に関するセキュリティ及び対策

本サービスの提供施設となるデータセンターは、受託者が自社で管理運営または利用契約しているデータセンターであり、所在地は日本国内であることとし、委託者担当者が必要に応じてデータセンターの視察を行えること。また、JDCC FS Tier2 相当以上とすること。また、以下の対策を講じていること。

- ① 災害対策として、地震対策、落雷対策を講じていること。
- ② 停電時の対策を講じていること。
- ③ 空調、耐火、消火設備を有していること。
- ④ 防犯対策として、入退室管理、監視カメラ等の対策を講じていること。

(2) データやシステムに関するセキュリティ

- ① 「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン（第 3 版）」（令和 3 年 9 月総務省策定）に準拠した情報セキュリティ対策を講じていること。
- ② 外部からの脅威や脆弱性に対する対策（不正アクセス防止、不正操作防止、不正持ち出し防止、ウイルス対策、SSL 通信等）を講じていること。
- ③ プライバシーマークまたは ISMS 認証を取得していること。
- ④ 委託者の個人情報保護条例及び情報セキュリティに関する規則等に従うこと。

(3) 運用監視等に関するセキュリティ

- ① 運用環境の稼働監視体制が整備されていること。
- ② 重大な障害に対するリスク回避対策（死活監視等の監視や定期的な巡回等）を講じていること。

7. 業務運用支援

委託者の業務運用の支援として以下の内容を実施すること。

- (1) データ抽出、修正等に対する依頼作業について対応すること。
- (2) 年度切替時の作業について対応すること。
- (3) 組織改正等の作業について対応すること。

8. システム保守

各システムの保守として以下の内容を実施すること。

- (1) 制度改正への対応をすること。(元号切替、消費税率変更、工事における固定型最低制限価格制度及び変動型低入札価格調査制度の対象案件の変更(第4章1.(2)下線の部分)、変動型低入札価格調査制度及び変動型最低制限価格制度における変動率や対象者数の変更(第4章1.(3)⑦下線の部分)、工事における登録年数の部分(第4章1.(4)①下線の部分、第4章2.(3)③下線の部分)等)
- (2) JACIG よりコアシステムの追加機能、変更機能モジュールが提供された場合は委託者と協議の上、対応すること。
- (3) 軽微な改修は本契約内で対応すること。
※対象範囲等の詳細は委託者と協議すること。
- (4) システム障害時の復旧対応を速やかに対応すること。
- (5) データは1日1回バックアップができること、及びリストア作業が必要な場合は対応すること。

9. システム運用支援

システム運用支援として、以下の内容を実施すること。

- (1) 問合せ対応をすること。(ヘルプデスクや運用SEによる窓口の設置)
- (2) 操作支援を行うこと。(異動職員に向けた研修の実施)
- (3) 委託者が利用する端末のセットアップ支援を行うこと。
- (4) 検証環境での動作確認支援を行うこと。
- (5) 1ヶ月ごとに電子入札サービスの利用状況、運用状況をまとめた報告書を提出すること。
- (6) 定期的な報告会を実施し、利用状況、運用状況を報告、要望の確認を行うこと。
- (7) FAQの提供、更新を行うこと。
- (8) 本業務の円滑な遂行の上で必要と判断した場合に、内容を把握したSE等必要な場所に派遣し対応すること。

10. 事業推進体制

- (1) 業務責任者及び担当技術者

受託者は、事業推進体制として、次の者を配置しなければならない。また、この本業務

の推進にあたって必要な体制を整え、委託者に対して、予め提示しなければならない。なお、業務責任者と担当技術者は兼任可とする。

- ① 業務責任者…本業務を統括する者 1名
- ② 担当技術者…本業務を担当する技術者 1名

(2) 事業推進スケジュール

受託者は、本仕様書に定めるサービス利用開始日までに提供環境を構築しなければならない。また、受託者は委託者に対し、サービス利用開始後も含めた全体スケジュールをあらかじめ提示すること。

11. 月次報告及び定例報告会の実施

(1) 月次報告

受託者はシステム利用期間内において、1ヶ月ごとに利用状況や運用状況を資料にまとめて月次報告資料として委託者に提出しなければならない。月次報告資料は以下の内容を含めて作成すること。

No.	項目	内容
1	運用・保守・監視報告	①障害発生、対応状況 ②データ確認等作業状況 ③電子入札利用者登録状況・案件公告状況 ④入札情報サービストップページアクセス状況
2	障害対応報告	①障害対応管理台帳 ②障害処理票
3	運用時間報告	①委託者側、入札参加者側
4	課題対応報告	①課題管理表
5	ヘルプデスク運用報告	①当月受付件数 ②未回答件数 ③対応状況 ④問合せジャンル一覧 ⑤問合せ内容別区分 ⑥日次問合せ状況内訳
6	SLA 確認書	①SLA 達成状況
7	特記事項	①その他報告する内容あれば報告

(2) 定例報告会

受託者は、本業務の円滑な管理運営を図るために、委託者に対し、システム利用状況、運用状況、障害対応状況、ヘルプデスク対応実績等について、定例報告会を開催すること。定例報告会の開催頻度は1回/6か月よりも多い開催とするが、詳細は委託者と協議の上

決定すること。

項目	内容
開催頻度	1回/6か月程度
開催場所	委託者が指定する場所
出席者	委託者、受託者
対象期間	開催月の前月分
報告事項	上記(1)記載の月次報告資料に沿って報告

12. 受託者の運用保証期間

- (1) 受託者は、システム利用開始より**最低5年間**の運用を保証すること。
- (2) 万が一、当該事業を撤退する場合には、委託者への負担軽減を最大限考慮し、他のコアシステム提供者への引継ぎが容易にできること。

13. 成果物及び納入時期

運用・保守期間（サービス提供期間）における成果物とその納入時期は下表のとおりとする。

No.	成果品名	数量(紙)	形式	納入時期
1	月次報告書	－	電子データ	翌月15日まで
2	FAQ	－	電子データ	改訂の都度速やかに
3	各種マニュアル	1部	紙・電子データ	改訂の都度速やかに

第6章 その他

- (1) コアシステム対応民間認証局発行のICカードに対応すること。委託者については、LGPKIのICカードも利用可能とすること。
暗号危殆化に伴う暗号アルゴリズム移行へ対応済みであること。
- (2) 操作マニュアル及び運用マニュアルについて、改訂された場合は速やかに改訂後のマニュアルを委託者に提供すること。
- (3) 本仕様書において記載されていない事項であっても、本業務の遂行に必要な事項は、都度、委託者と協議を行い対応するものとし、疑義が生じた場合も同様とする。
- (4) 電子入札サービスを利用した初回の開札時には、本業務の内容を把握しているSE等を1名以上派遣し立ち合わせること。
- (5) 電子入札サービス提供開始後、受託者の責任に帰すべき事由による不良箇所が発見された場合は、速やかに必要な措置を行うこととし、これに係る費用は全て受託者の負担とすること。
- (6) 本業務を遂行する上で知りえた委託者の機密事項や他企業の情報について守秘義務を遵守すること。
- (7) 委託者の許可を得たうえで再委託を行う場合は、再委託先についても同様の守秘義務を

遵守させる契約を締結し、受託者の責任において管理・監督を行うこと。また、再委託先は電子入札システム業務を経験していることが前提であり、受託者と再委託先の間を委託者に明示すること。

- (8) コアシステム対応民間電子認証局発行の電子証明書に対応すること。委託者については、LGPKI の電子証明書も利用可能であること。認証方式は CVS 方式、マルチトラスト方式に対応すること。
- (9) クラウドサービスで提供される契約管理システム等とデータ連携できる拡張性を有すること。